

# 臼杵市まちづくり基本条例の全体像（構造図）

## 【 前文 】

平成17年、臼杵市と野津町が合併し、新しい臼杵市が誕生しました。わたしたちのこのまちは、緑の山々をはじめ、肥沃な大地・豊後水道に面した臼杵湾など豊かな自然環境に恵まれています。

臼杵市では、平安時代末期から鎌倉時代にかけて、高度な仏教文化が開花しました。また、大友宗麟による西洋文化との活発な交流により異国情緒の漂う城下町として栄え、キリシタンに関する史跡など歴史的遺産を遺しています。さらに、藩政時代（近世）の堅実な藩風は、町並みや人情に今も引き継がれています。

不断の努力を惜しまない質素儉約の気風、一方で、吉四六さんに象徴されるように、どんな困難でも知恵と笑いで乗り切るユーモア精神を持ち合わせる臼杵人気質は、多彩な文化人・経済人を生み出してきました。

わたしたちは、このような先人が守り育てた自然や歴史文化のみならず、先人の偉業や人情を誇りとし、臼杵に「生まれて」「育って」「住んで」「働いて」良かったと思える心豊かな、笑顔がゆきかう臼杵市を、市民が主体となって次世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことをめざします。

一人ひとりが、臼杵市民としての誇りと自覚と責任をもち、互いに人権を尊重し、自ら考え、みんなで知恵を出し、汗を流し、臼杵市民が理想とする幸せなまちづくりを行うために、臼杵市の最高規範としてここに「臼杵市まちづくり基本条例」を制定します。

### 第1章 総則

#### 【1 目的】

臼杵のまちの特徴を生かしたまちづくりを進めていくようになりまし。まちづくりを進めていく主体である「市民」「議会」「行政」の役割と責務を明らかにし、協働でまちづくりを行う上での決まりごとを定めるという、この条例の目的を明らかにしています。

#### 【2 定義】

この条例で使用する用語のうち、日常用いる用語と解釈が異なる用語、「市民」「行政」「まちづくり」「協働」「地域コミュニティ」について定義づけを行います。

### 第2章 基本理念

#### 【3 基本理念】

市民が幸せを実感できるように、市民が主体的に責任をもって自らの将来像に向かって行動し、お互いを尊重し、協働でまちづくりを進めていく、「市民が主役のまちづくり」の基本的な考え方を明らかにしています。

#### 【4 基本原則】

「市民が主役のまちづくり」を進めるためには、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画することが大切であり、その基本とする「人権尊重」「市民総参加」「情報共有」「協働」の4つの原則を明らかにしています。

### 第3章 まちづくりを担う主体の役割

#### 《市民》

##### 【5 市民の権利】

- ◎安心・安全・快適な生活を求めること
- ◎行政サービスを受けること
- ◎まちづくりに参画すること
- ◎市政情報を求めること

##### 【6 市民の責務】

- ◎お互いを尊重し、協力しあうこと
- ◎まちづくりへの自発的な取組み
- ◎自らの行動と発言に責任を持つ
- ◎地域コミュニティの尊重・積極的な参画
- ◎地域課題の解決に努める
- ◎行政サービスに伴う応分の負担を持つ
- ◎将来を担う子どもを地域の宝として育てる
- ◎事業者・地域活動団体等の寄与

#### 《議会》

##### 【7 議会の基本的役割と責務】

- ◎臼杵市の議事機関
- ◎住民の代表機関
- ◎臼杵市の意思決定機関
- ◎市民意見の市政への反映
- ◎行政への監視機能
- ◎政策形成機能の強化

##### 【8 議員の基本的役割と責務】

- ◎公平、公正、誠実に職務を遂行
- ◎品格の保持、自己研鑽に努める
- ◎市政の課題について調査研究
- ◎広く市民の意見を聴く
- ◎議会活動を市民へ説明
- ◎市民全体の利益を優先した活動

#### 《行政》

##### 【9 行政の基本的役割と責務】

- ◎総合的・計画的、効率的で透明性の高い行政運営
  - ◎公平で質の高い行政サービスの提供
  - ◎地域コミュニティの自主性の尊重、育成
- ##### 【10 市長の基本的役割と責務】
- ◎市政全体の総合調整、権限の適正な行使
  - ◎行政サービスの質の向上、市民への説明責任
  - ◎最少の経費で最大の効果を挙げるための効率的な行財政運営

##### 【11 職員の責務】

- ◎全体の奉仕者としての公正、かつ誠実な職務の遂行
- ◎職務に必要な知識の習得及び能力の向上
- ◎積極的に地域コミュニティ活動への参画

### 第4章 まちづくりをおこなっていく仕組み

#### 行政運営（市民のお役に立つ、頼もしい市役所づくり）

〔 行政運営に関する重要なしくみを定めています。 〕

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| 12 総合計画の策定及び進行管理 | 13 財政運営     |
| 14 政策と法務の連携      | 15 条例制定等の手続 |
| 17 行政手続          | 18 情報公開及び提供 |
| 20 意見、要望等の対応     | 21 危機管理     |
|                  | 22 行政組織の編成  |
|                  | 16 行政評価     |
|                  | 19 個人情報の取扱い |

#### 市民参画等（市民総参加で行う、市民が主役のまちづくり）

〔 市民のまちづくりへの参画や意見を述べるためのしくみを定めています 〕

- |                   |                |            |
|-------------------|----------------|------------|
| 23 市民参画の機会の保障     | 24 市民提案の推進     | 25 市民意見の募集 |
| 26 審議会・委員会等への市民参画 | 27 住民投票の実施及び尊重 |            |

#### 支え合うまちづくりの推進（人権尊重で支え合う協働、協生のまちづくり）

〔 あらゆる立場の人々が理解し尊重することができる協働のまちづくりを進めるためのしくみを定めています。 〕

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| 28 協働のまちづくり  | 29 まちづくりの推進     |
| 30 対等な立場での参画 | 31 他都市等との連携及び協力 |

### 第5章 位置付け

#### 【32 この条例の位置付け】

「臼杵市まちづくり基本条例」が、臼杵市のまちづくりを進めるうえでの基本となるものであり、すべての条例の基盤となる「最高規範」として位置づけることを定めています。